

富士見市行政経営戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 本市が推進する行政経営改革を効果的に行う方策について市長に提言するため、富士見市行政経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政経営改革に関する提言を行うこと。
- (2) その他提言に当たり必要な事項

(組織)

第3条 戦略会議は、委員6人をもって組織する。

- 2 委員は、行政運営又は民間経営について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(代表)

第4条 戦略会議に、代表を置く。

- 2 代表は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 代表は、戦略会議の会務を総理する。

(会議)

第5条 代表は、戦略会議を招集し、その議長となる。

- 2 代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 戦略会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年6月16日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。